

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成 19 年度の詳細環境調査においては、24 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法 指定区分	化管法指定区分と政令番号		調査媒体			
			(現行)	(新規)	水 質	底 質	生 物	大 気
[1]	アクリル酸		第一種 3	第一種 4	○			○
[2]	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン（別名：ペンディメタリン）		第一種 38	第一種 49	○			
[3]	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート（別名：モリネート）		第一種 39	第一種 50	○			
[4]	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド（別名：アラクロール）		第一種 82	第一種 101	○	○		
[5]	o-クロロトルエン	第三種監視	第一種 89	第一種 109	○			
[6]	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート（別名：フェンバレレート）		第一種 106		○			
[7]	(S)-α-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート（別名：エスフェンバレレート）			第二種 22	○			
[8]	ジイソプロピルナフタレン	第一種監視			○			
[9]	ジエチルビフェニル	第一種監視			○	○	○	
[10]	シクロヘキセン	第三種監視			○	○		
[11]	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（別名：2,4-D 又は 2,4-PA）	第二種監視 第三種監視	第一種 131	第一種 175	○			
[12]	ジフェニルアミン	第三種監視	第一種 159	第一種 203	○			
[13]	6,6'-ジ-tert-ブチル-4,4'-ジメチル-2,2'-メチレンジフェノール	第二種監視			○			
[14]	ジベンジルトルエン	第一種監視			○	○	○	
[15]	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル（別名：フェントエート又は PAP）	第二種監視	第一種 173	第一種 233	○	○		
[16]	水素化テルフェニル	第一種監視		第一種 238	○	○		
[17]	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン（別名：ダゾメット）		第一種 180	第一種 244	○			
[18]	チオリン酸 O,O'-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)（別名：フェンチオン又は MPP）		第一種 193	第一種 252	○		○	
[19]	テストステロン				○			
[20]	ナフタレン			第一種 302				○
[21]	1,1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	第一種監視			○	○		
[22]	ビフェニル		第二種 57	第一種 340				○
[23]	ヘキサクロブタ-1,3-ジエン	第一種特定			○	○		
[24]	6-メチルヘプチル=3-(3,5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロピオナート	第二種監視			○			

（注 1）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

（注 2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）を言う。また、「現行」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成 12 年 3 月 30 日施行）で指定されている対象物質、「新規」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 21 年 10 月 1 日施行）で指定されている対象物質を指す。以下同じ。